

日本科学者会議第 46 期関東甲信越地区合同シンポジウム
「どうなる日本、どうする日本、
日本の基地を通して平和を考える」
報 告 集



2010年12月12日(日)

於、埼玉会館

主催：日本科学者会議関東甲信越地区会議

担当：埼玉支部

日本科学者会議第 46 期

関東甲信越地区合同シンポジウム報告集

目 次

2010 年関東甲信越地区シンポジウム開催にあたって	地区担当常任幹事 長田好弘	2
関東甲信越地区合同シンポジウム開催を迎えて	埼玉支部事務局長 丹生淳郷	3
報 告		
1. 「沖縄基地闘争と川越での連帯行動」	杉浦公昭氏（埼玉支部）	4
2. 「横田基地 - 騒音訴訟からみた基地問題」	吉田栄士氏（横田訴訟弁護団）	9
3. 「神奈川から見る日米同盟強化の実相、および批判」	今野 宏氏（神奈川支部）	12
歓迎の挨拶・丹生淳郷さん（埼玉支部事務局長）		17
各報告での質疑応答の概要		
1. 報告 1		17
2. 報告 2		18
3. 報告 3		19
4. 総合討論の概要		20
< 資 料 >		
日本科学者会議関東地方区シンポジウム討議誌目次		
教育を考える（1）～（10）		28
今日の水問題と私たちの取り組み		33
廃棄物ゼロの社会をめざして（2）～（4）		35

2010年関東甲信越地区シンポジウム開催にあたって

地区担当常任幹事 長田好弘

関東甲信越地区シンポジウムは長期間、閉鎖店休業状態にあったが、関係者のご努力によりあらためてここに開催の運びとなった。シンポジウム再開計画に先だち、先達が残してくれた知的財産はいかようなものを調べたところ、大きく分類してつぎの3分野、「教育を考える」(1981~1990年、毎年1回、合計10回のシンポジウム冊子)、「今日の水問題と私たちの取り組み」(1985年~1989年、毎年1回、合計5回の集大成冊子、開催地支部は埼玉支部(第1回)、千葉支部(第2回)、神奈川支部(第3回)、茨城支部(第4回)、東京支部(第5回)の順)、「廃棄物ゼロの社会をめざして」(開催地支部は東京支部(第2回1996年)、千葉支部(第3回1997年)、神奈川支部(第4回1998年)の順:第1回は不明、第3回は冊子に1996年と記されているが1997年の誤りと推測される。)である。内容といい、活動のスタイルといい、期待どおりのすばらしい宝物の山である。今後の活用と教訓とするため、巻末にそれらの目次を掲載することとする。なお、他の関係資料を所持なさっている方は、東京支部にご一報くださることを期待する。

本シンポジウム開催に至る経過を簡単に記すと、まず、第15回東京科学シンポジウムを活用して開催された第45期第2回地区会議(2009年11月28~29日)において地区シンポジウム開催の可能性が検討され、以前に開催された水問題に関する地区シンポジウムの経験や、現在もなお存在する信濃川、千曲川、八ッ場ダム、その他の共通の社会的問題が出しあわれた。また、大学問題、研究・教育現場における会員教師の苦闘・工夫などもシンポジウムで取りあげるべき課題として指摘された。

ついで地区シンポジウム準備会(JSA事務所会議室、地区担当常幹、神奈川、東京、埼玉の3支部代表者による。2010年7月22日)を開催してシンポジウム計画の具体化を図り、第46期第1回地区会議(2010年8月1日)にその案を提案し、議論をつくして意思統一をおこなった。その要点として、地区シンポジウムは、所属全支部の交流と活動活性化を目的とし、所属全支部の協力によって取り組む、各支部が持ち回りで開催地支部としての責任を果たし、いくつかの支部が特別協力態勢を組む、当面、地区担当常任幹事と開催地支部代表がシンポジウム世話役を務める、今回は、埼玉支部を開催地支部とし、東京・神奈川両支部が特別協力支部となる、などが確認された。

東京、神奈川、埼玉には、主な米軍基地だけでも、それぞれ、横田飛行場、府中通信施設など8箇所、横須賀海軍施設、厚木海軍飛行場をはじめ14箇所、キャンプ朝霞、所沢通信施設など3箇所、合計24箇所をかぞえる。日本の主権はいちじるしく犯され、基地周辺住民に直接多大な苦痛を与えている。折りしも普天間基地の県内移設反対(基地撤去)が日本国民の最大級の問題としてたたかわれており、そのたたかいに連帯して、地区シンポジウムの基本的内容を「平和・基地・安保」とすることとした。また、シンポジウム再開の初回として、全体としてじっくりとした議論も可能となるように配慮して、埼玉、東京、神奈川の3支部で報告者および報告内容の具体化をはかっていただいた。

この度の地区シンポジウムを契機として、関東甲信越地区10支部の交流と活動活性化がいつそう進み、本地区の特色を生かした地区シンポジウムの継続的な開催と発展がなされることを心から期待したい。

2010年12月12日

関東甲信越地区合同シンポジウム開催を迎えて

埼玉支部事務局長 丹生淳郷

1960年の日米安全保障条約改定から50年目を迎えた節目の2010年に、久々の地区シンポジウム「どうなる日本、どうする日本、日本の基地を通して平和を考える」を、埼玉支部が開催地支部となり、東京、神奈川の両支部の協力を得て開催できることを、皆さんとともに喜びたいと思います。

関東甲信越地区合同シンポジウムは、かつて教育問題や水問題などを主題として支部の持ち回りで開催され、報告集なども発行されていたと聞いておりますが、各支部の力量の低下や会員の多忙化などが重なり、久しく開催されておりました。それ以前の課題として、地区会議の開催も絶えておりました。

地区担当常幹の尽力で、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野の1都9県10地区の事務局長の会合が昨年15回東京科学シンポジウムを契機として開催され、合同シンポジウムの開催が企画・合意されました。シンポジウムの具体化が首都圏支部の実行委員会で協議され、これまでの経緯を知る埼玉支部の積極的な発言で、開催支部の責を任されることになりました。

今日の情勢を反映し、テーマの選定には種々の意見をいただきました。政権交代による政治や経済の混迷、科学・技術の諸課題、格差と貧困、高学歴ワーキングプア、地球温暖化問題と異常気象、首都圏の米軍・自衛隊基地問題、首都圏の水と八ッ場ダム、国立大学の法人化と高等教育をめぐる諸課題・・・様々なテーマがあげられました。

これらのテーマからいくつか選択してアラカルト方式で報告して討論するか、共通の課題を取り上げるかでも支部で協議し、実行委員会・地区常幹とも相談して、関東甲信越地区でも共通の今日的な課題として取り上げられる「平和・基地・安保」とすることで最終的に合意されました。

お陰さまをもちまして、東京・神奈川・埼玉の各支部から、理論と実践・経験に裏打ちされた素晴らしい講師の皆さんをお招きすることができました。

メインテーマ「どうなる日本・どうする日本 基地問題を通して平和を考える」

第1報告：杉浦公昭氏（埼玉支部）「沖縄基地闘争と川越での連帯行動」

第2報告：吉田栄士氏（横田訴訟弁護団）「横田基地 - 騒音訴訟からみた基地問題」

第3報告：今野 宏 氏（神奈川支部）「神奈川から見る日米同盟強化の実相、および批判」

埼玉支部では、毎年秋に「公開市民講座」として、その時々の方々の市民の関心事をわかりやすく専門家に解説してもらう企画を続けています。今年は、本シンポジウムを「公開市民講座」と位置づけて市民の参加を呼びかける宣伝も行いました。

最後に、開催日と場所の都合で、十分な収容人員を持つ会場を確保できませんでしたが、遠路ご参加の皆様には演者の皆さんの提起を受けて、各々思うところを十分に開陳され、参加してよかったと思えるシンポジウムになることを期待いたします。お忙しい中、遠方より来られた皆さんを開催支部として心から歓迎致します。



沖縄基地闘争と川越での連帯行動¹⁾

埼玉支部幹事 杉浦公昭 Sugiura Kosho

はじめに

私は、幼少時代の戦争体験を通して平和の尊さを実感し、安保闘争・沖縄返還闘争などに参加し、ここ数年は沖縄の名護市辺野古での米軍新基地建設反対の非暴力の座り込みに参加してきました。

1・「日米同盟 2020年へ、日本への勧告」

2007年、第2次アーミテージ(元国務長官)・ナイ「日本への勧告」は、憲法9条廃止、自衛隊の海外派兵、防衛費の増額、防衛産業の推進、科学技術の軍事利用促進などを求めました。

2・県民の願い「基地の整理縮小」を裏切る！

そもそも普天間基地問題は、95年の海兵隊員による少女暴行事件を契機として開かれた「基地の整理縮小」「日米地位協定の見直し」を求める8万5千人の沖縄県民大集会に端を発しています。

驚いた日米両政府は2+2代表による沖縄に関する特別委員会(SACO)合意を作成、沖縄の「負担軽減」とうそぶいて普天間基地の5～7年以内の全面返還を約束しましたが、沖縄島東海岸への「移設」という条件を忍び込ませていました。

その内容は「移設」ではなく巨大な「要塞の新設」であり、民意を裏切る米軍の再編強化でした。

3・移設候補地・名護市の住民投票結果

1997年12月に行なわれた名護市の住民投票では、自衛官や那覇防衛施設局の組織ぐるみの介入にもかかわらず、過半数の反対の意思が示されました。私は、ひめゆり学徒隊の与那覇百子さんの協力を得て、彼女の沖縄戦の講演記録千冊を送り、この闘いの宣伝活動に役立ててもらいました。

4・辺野古の座り込み・非暴力直接阻止行動

04年4月突如、那覇防衛施設局は住民投票結果を無視して、環境アセスも行なわず、「事前調査」と称して違法な海底地質調査を強行しました。

反対住民は「国の違法調査に対しては非暴力直接行動で阻止する権利がある」との立場を貫き、04年9月から小型船や10艘ほどのカヌーや素もぐりで闘い、05年9月防衛施設局に海上のヤグラを撤去させ

ました。

5・度重なるアセス法違反

07年5月、防衛施設局は、又もや違法な「環境現況調査」を掃海母艦「ぶんご」を動員して実施し、海底に調査機器を強引に設置しました。

住民はこの脅しに負けず、非暴力の直接阻止行動を続けました。私は、私が知っている平和・環境関係の学者や文化人等から抗議署名を集め、45人分を防衛施設局へ送りました²⁾。

6・辺野古の環境影響評価(アセス)「準備書」

09年4月6日私は、沖縄県庁で、防衛施設局の「準備書」5400頁(複写禁止)を概観しました。

私は、住民が防衛施設局の掲示板からダウンロードした「準備書」のDVDを入手して複製し、JSA公害環境問題研究委員会や日本環境学会の知人友人に「意見書」の提出を呼びかけ闘いました。「意見書」は私³⁾を含めて5800余通に達しました。

7・もともと準備書に値しない「準備書」

再三に亘る環境アセス法違反で、準備書に値しないものですが、内容的にも「科学的論理を欠いたまま、予測・評価を『影響は総じて少ない』と結論づけ」たり「埋立て用材(海砂・土砂)の調達か明記されていない」代物でした。

8・環境アセスへの沖縄県の対応

09年10月2日、沖縄県の環境影響評価審査会は、ジュゴンの複数年調査や、航空機の騒音に関する予測調査などが不十分だとして、環境評価手続きのやり直しを知事に答申しました。知事はこの答申を全面的に認めながら、普天間の「一日も早い危険性の除去のため、県内移設を認めた」として、アセス手続きを進めて政府に協力しました。

9・民主党政府と自治体の対応

09年8月、普天間基地の県外・国外移設を公約して政権を握った民主党も、日米同盟重視の立場から移設先を決められず、県民に何の相談もせず、民主的手続きを一切とらず、10年5月公約違反の県内(辺野古)移設の日米合意に回帰しました。

他方、沖縄の自治体では、10年1月「辺野古新基地建設反対」を掲げた名護市長が誕生し、2月、沖縄県議会が閉鎖・返還と国外・県外移設を全会一致で決議しました。9月、名護市議選で新基地建設反対派の議員が圧勝しました。

10・新基地反対の沖縄県民と川越市民の闘い

沖縄では09年10月、県内移設反対の県民大会に21,000人が、10年4月、県内移設反対、早期閉鎖・返還を求めた県民大会に9万余人が集まり、これには私も応援に参加しました。

埼玉県の川越でも、私も呼びかけ人の一人になり「9条まもれ、米軍基地撤去!!!『沖縄県民連帯・川越行動』」実行委員会を立ち上げ、名護市長や宜野湾市長の連帯のメッセージを頂き、3月28日に駅頭宣伝・集会・市内デモ、沖縄慰霊の6月23日に歌声入りの大規模駅頭宣伝、7月22日と11月21日に集会・市内デモを成功させてきました。

いま、再び環境アセス法違反の「追加調査」が実施されており、私は、辺野古・違法アセス訴訟(糾弾)の原告342名の内の一人として闘っています。<請求原因(アセスの問題点)>

方法書作成やり直し義務があることの確認

本件アセス方法書は、環境影響評価法5条の要件を欠くので、沖縄防衛局は、法律にしたがった適正な方法書を作成すべき義務を免れない。

準備書作成やり直し義務があることの確認

本件準備書は、準備書作成義務を充足するものではなく、現在継続中の調査結果も踏まえて、準備書作成をやり直さなければならない。

追加修正部分についてやり直し義務の確認

本件方法書は公告以降、幾多の事業内容の修正が加えられており、従ってやり直す義務がある。

意見陳述の機会を奪われた事国家賠償請求

原告らは意見陳述の権利ないし法的に保護された利益が侵害され、精神的な苦痛を被った。

ここ数ヶ月、私は沖縄知事選挙も闘いました。

9月15日、上記アーミテージ氏は「県内移設反対を掲げる候補が当選すれば辺野古移設は不可能になる」と述べました。

私達は沖縄県民と連帯し、伊波候補の当選で5月28日の日米合意を断念させ、日米安保を見直す国民的運動に転化させようと「伊波洋一さんを応援する

本土の会」を呼びかけ、186名の賛同を得てカンパ276,330円を伊波後援会に送りました。

伊波候補は善戦したにもかかわらず1割程の差で負けました。しかし、仲井真候補は選挙直前に民意に押されて「県外移設」を公約し、安保の負担は「日本国民に担って頂く」と述べました。当選後の今日、仲井真知事は日米政府に合意の見直しを迫る立場に立たされることになりました。

他方、国民は、安保の負担を自らの問題として考えざるを得なくなり、こうして安保が国民的課題として浮かび上がることとなりました。

伊波氏は開票直後に「基地ある限り、撤去の闘いは、勝つまで終わらない」と述べています。

11・まとめ

私たちは、米軍の「抑止力」を当てにしながら、米軍基地による苦しみはお断りと「移設」先を沖縄に押し付ける日本政府と同じ立場をとるのでなく、国際紛争は話し合いで解決する世界の多数派の流れに合わせ、米軍基地を沖縄や本土から撤去していく立場を取らなければならないと考えます。

すなわち、いまや人間社会を軍勢力と言う野蛮な暴力で規定するのではなく、国際法や非暴力の理性と真実に基づく外交交渉で規定する高度の社会に前進させるべき時代を迎えていると考えます。

そのなかにあって暴力肯定の軍事基地を米軍に勝手気ままに使用させているわが国の社会構造こそを問わなければなりません。

日米安保条約は、冷戦時代の遺物であり、いまこそ、日米地位協定や日米防衛協力の指針などを含めて、日米安保体制を根幹から見直していく最大のチャンスを迎えています。

その見直し作業を全国的課題として追求する努力によってこそ、憲法が指し示す、国の平和と安全は武力によらずに近隣の国々との友好条約によって守る日本国が実現すると期待されます。

参考文献 1) 杉浦公昭、米軍再編強化のための辺野古の環境アセスメント、第15回東京科学シンポジウム予稿集152頁(2009年11月29日)

参考文献 3) 杉浦公昭、「普天間(辺野古)のアセスへの意見書」、那覇防衛施設局へ提出
(2009年5月12日)

2009年5月12日

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書」 に関する意見書

〒350-0023 埼玉県川崎市並木 7-15 杉浦公昭(73才)

なぜ意見書を書くのか

国民学校四年生の夏に終戦をむかえた私は、文部省の通達を受けた先生から「教科書に書かれている戦争や神様の話は間違いだったので墨をぬるよう」と指導されました。戦後の食糧難で、ひもじさを体験し、「戦争は二度としてはいけない」と思いました。

その後、安保闘争、沖縄返還運動に参加して、戦争反対を貫いた人生を送ってきました。ここ数年、沖縄・辺野古での新米軍基地建設反対の非暴力の座り込みにも参加して来ました。

そこで学んだことは、沖縄戦を体験したおじい、おばあ達が、命はぐくむ辺野古の美ら海を人殺しの基地に変えないで、もうこれ以上、戦争の加害者にはさせないでと訴えていたことです。

さらに、美しいサンゴの海、絶滅危惧種のジュゴンの餌場を守ることは、人殺しの基地を許さないことに通じていることも学びました。

辺野古への新米軍基地建設計画は、1997年12月の名護市の市民投票によって、既に市民の反対意見が表明されています。それにもかかわらず、在日米軍再編計画に沿って2014年までに米海兵隊普天間基地に代わる基地をつくるとして、環境影響評価準備書を提出すること自体許されないことあります。速やかに準備書を撤回し、基地建設を中止することを要求します。

「準備書」に対する意見

公告・縦覧のあり方について

1. 2007年8月に公告縦覧が開始された際の「方法書」は、事業内容がわずか6頁しか書かれていませんでした。これに対して住民や沖縄県の環境アセス

審査会から記載内容の不備が指摘されると、膨大な「追加修正資料」を出し、さらに大量の海砂採取による環境破壊が指摘されると、恥じらいもなく追加修正資料(修正版)さえ出すという欠陥「方法書」でした。

2. 「事前調査」と称して「方法書」に基づかないジュゴン等の「予備調査」資料が今回の「準備書」に記入されている事は、環境アセス法に違反するものです。

3. また、今回の「準備書」には、「方法書」になかったヘリパッドが後出しされていて、環境アセス法に違反するので、この点からだけいえば、少なくとも「方法書」からやり直すか、それでなければ開発を撤回するべきです。

4. 再三に亘る住民の指摘を政府が否定し続けてきた軍港計画の存在も、ジュゴン訴訟の中で米国防総省が暴露しましたし、今回の「要約書」2-6頁にも、【護岸(係船機能付)】として目立たぬように書かれていて、国民を愚弄するものです。

5. 同様に、再三に亘る住民の指摘に対して政府が隠し続けてきた¹⁾、(開発段階で墜落事故が多発し、騒音がヘリよりも大きいと言われる)垂直離着陸機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場代替場への配備も、2009年5月1日 読売新聞が「米軍が2012年秋から配備予定」と報道・暴露しましたが、「準備書」では全く触れられていません。

騒音と墜落事故こそ心配する住民に、肝心な「MV22オスプレイ」配備を隠した環境影響評価準備書は、環境アセス法や環境アセス条例に違反するものであり、撤回すべきものであります。

6. 「準備書」は3分冊で約5400頁もあり、一

般市民が1ヶ月の縦覧期間ではとても読みきれぬ量ではありません。その上、住民団体への「準備書」提供は勿論、貸し出しも、持ち出しも、コピーさえも許さないのは言語道断です。

申し訳として4月2日から沖縄防衛局のHPに公開されたのは「要約書」のみ、住民の抗議で4月9日にやっと掲示された「準備書」(本文)は、目次と本文のページがリンクされていない代物です。それにも拘らず縦覧期間の延長は1日たりとも認めていません。

住民、即ち主権者・国民が充分時間をかけてよく読み、よく調べ、推敲を重ねて意見書を書く時間が保障されていないばかりか、むしろそうした時間を与えないように計らったとしか考えられません。

これでは、環境影響評価が、環境アセス法の主要な目的の一つである住民、即ち主権者・国民とのコミュニケーションの手段とはなっていません。

防衛省・国家が環境影響評価法の精神を蔑ろにしているこの開発は取り止めるべきであります。

・0オプションについて

残念ながら、日本の環境影響評価法は、激しい環境破壊が予想されても開発を取りやめる条項(0オプション)がない欠陥法のため、環境を守る住民運動から「環境アワセメント」と蔑まれてきました。

今回を機会に西欧並みに0オプション条項を加えて環境アセスメント法を改善すべきです。

そうしなければ、日本の環境、ひいては地球環境は守られず、人類は滅亡をたどることになるでしょう。

・環境庁の存在意義について

豊かな沖縄の自然が、米軍基地によってジュゴンやヤンバルクイナやノグチゲラなど多数の動植物種の絶滅が危惧されているというのに、新たな米軍基地建設計画による自然破壊に対して環境庁は手をこまねいて、くい止める有効な手をうっていません。現在ばかりでなく、未来の子供たちから環境庁の存在意義を問われることになると考えます。

・複数年に渡る調査の必要性について

アセス要約書6-19頁に「海草類藻場でのジュゴンの食跡は、嘉陽地区の藻場で頻りに確認され、辺野古地区では確認されませんでした」と書かれていました。



しかし、要約書3-7頁の図3-4には、那覇防衛施設局が行った調査で、平成12年12月に4箇所、辺野古地区でジュゴンの海藻の食跡を確認していると書かれていますし、環境庁も要約書3-7頁の図3-4で、平成14~18年に同様の確認をしていました。やはり、沖縄県が求めたように、複数年に渡る調査が不可欠と言えます。

その不備を補うためか、「準備書」で「事後調査を行う」としてはいますが、これでは環境影響評価を行ったことにはなりません。取り返しのつかない環境破壊が行われてから事後調査を行って、何の役に立つというのでしょうか?

環境影響評価法の本来の目的に反する環境開発はやめるべきです。

・機洗溶剤や凝集沈殿剤の明示について

「要約書」2-16頁で、水洗浄では落ちない航空機の汚れを、洗剤と溶剤を用いて洗浄するとしています。その際、使用する洗剤は「合成洗剤や界面活性剤溶液など」と書かれており、合成洗剤も界面活性剤であることを知らないで書いたか、知って居ながら溶剤を隠すために「界面活性剤溶液など」と表現したのか、いずれにしても非科学的「準備書」としか言いようがありません。

一体、溶剤には何を使い、凝集沈殿法にはどのような薬品を使うのか、示すべきであります(例えば、水洗浄では落ちない航空機の汚れとなれば、油の汚れなどが想像され、溶剤としては発癌性物質であるトリクロールエチレンなどが考えられますが、果たしてどんな凝集沈殿剤でこれを除去しようとしているのか、その危険性の検証も出来ません)。

肝心の溶剤や凝集沈殿剤が示されていない「準備書」は、科学的検証に耐え得ないものです。

注1) : 最近、SACO合意当時に日本政府側から米側に対して「オスプレイ配備は秘密にしておいて欲しい」という要請があった旨の報道もあった。

以上。

参考文献 2) 杉浦公昭、那覇防衛施設局への抗議を含めた陳情書(2007年6月16日)

関連参考文1 返事を頂けなかった陳情書

那覇市前島3 25 1 那覇防衛施設局御

那覇防衛施設局長 佐藤 勉 殿

差出人 〒350-0023 川越市並木7-15

杉浦公昭他の賛同者44名

以下の要請内容を陳情致しますので、ご返事を2007年6月25日までに、私の自宅へ郵送して下さい。

要請内容

先月、貴局は、名護市キャンプ・シュワブ沿岸部への巨大な米軍基地建設を前提とした周辺海域の環境アセスメント法に基づかない現況調査(事前調査)を、多くの地元住民の反対を押し切って強行しました。

辺野古・大浦湾の沿岸には、絶滅危惧種であり国の特別天然記念物でもあるジュゴンが棲むほどの豊かで貴重な自然環境が広がっています。

ここに計画されている米軍基地建設が強行されれば、この貴重な自然が失われてしまうことは必至です。

この自然破壊は、私たち国民にとって黙って見過ごすことのできないことです。

基地の無い平和で豊かな沖縄を願う圧倒的多数の島民の反対を押し切った米軍の新基地建設計画は許せません。

今回の調査をテコとして、米軍の新基地建設が既成事実化されることを強く憂慮するものです。

今回の調査機器の設置の際、サンゴを傷つけたことが既に判明しています。

この事実は、基地建設を目的とした調査そのものが、自然保護とは両立しないことを如実に物語っています。

直ちに調査機器を除去し、サンゴの保全を行うべきです。

また今回の調査では、海上自衛隊の掃海母艦「ぶんご」が現地に派遣され、調査を支援しました。

国民を守るべき自衛隊が、こともあろうに自然保護・新基地建設反対の非暴力抵抗運動をしている住民を、軍艦で威嚇して調査を強行したことは、戦前に逆戻りしたかのような憲法違反の暴挙と言わざるを得ません。

貴局は、直ちに米軍基地建設を前提とした環境アセスメント法に基づかない現況調査(事前調査)を中止されるよう強く要請致します。

賛同者：44名の氏名は省略。

以上。

関連参考文2 返事を頂けなかった要請書

知事公室広報課気付 2007年12月18日

沖縄県知事 仲井真 弘多 殿

入間川にサケを放す会・会長 **杉浦公昭**

沖縄県知事 仲井真 弘多様には基地多き島・沖縄の県民の命と暮らしを守って、日夜、奮闘されておられますことに敬意を表します。

さて、この度、貴方が任命された環境影響評価審議会は方法書のやり直し、事前調査の中止を求めたと聞き及びます。

つきましては、防衛局への知事意見提出の際に、環境影響評価審議会の答申を尊重し、県条例を根拠に、防衛局への方法書の書き直しに強制力を持たせて下さい。

私は、入間川にサケを放流し、サケが戻れるようなきれいな川を取り戻そう、と自然保護運動をしている者です。

地球規模の環境悪化が進み、将来の人類の生存が危ぶまれている今日、絶滅危惧種のジュゴンやサンゴが住む辺野古の海の生態系破壊は見過ごすことが出来ません。

アセスメント法にもない国の防衛局の事前調査で、既に、僅かではあれサンゴがやられ、ジュゴンが藻場から追われていると聞きます。

どうか、沖縄のひいては日本の子孫のために自然環境を守り、同時に平和を守る勇気ある知事意見を防衛局へ提出して頂けますよう心から要請いたします。

敬具。

以上。

新横田基地公害訴訟と基地問題

2010.12.12

八王子合同法律事務所

弁護士 吉田 栄 士

1. 米軍横田基地とは

- ・旧陸軍 多摩飛行場
- ・在日米軍司令部 第5空軍司令部



2. 横田基地と住民

- (1) 米軍基地と住民問題
- (2) 飛行騒音と生活被害
- (3) 旧横田基地公害訴訟

- ・民間空港騒音訴訟 大阪国際空港騒音訴訟
- ・1981年 大阪空港最高裁判決 リーディングケース
- 1次訴訟 1976年提訴 41名
- 2次訴訟 1977年提訴 112名
- 3次訴訟 1982年提訴 605名
- 1, 2次訴訟 最高裁判決で確定 1993.2.25
- 3次訴訟 控訴審判決確定 1994.3.30
- ・損害賠償は認められたが、夜間・早朝の飛行差止は認められず

* 国に対して支配の及ばない第三者（アメリカ）の行為の差止請求は認められない

3. 新横田基地公害訴訟 訴訟方針

- 要求
- 要求実現のため
- ・差止めの実現と損害賠償
- ・アメリカ合衆国を直接の相手とする
- ・被害認定地域から多くの原告が立ち上がる（9市1町）

4. 提訴への運動

- 新訴訟の説明 ・自治会、町会を中心
- ・ビデオ、要請書、説明会、QアンドAなど
- 地域支部 支部組織の結成会 地域ごと
- 訴訟団結成会 他の騒音訴訟より激励

5. 訴訟団組織と弁護団

- (1) 訴訟団
- (2) 弁護団 常任 30名 団員 300名（支援も含め）

6. 交流、協力組織

公害弁護団連絡会議

空港訴訟弁護団連絡会 厚木、小松、嘉手納、普天間、岩国、横田

全国爆音訴訟原告団連絡会

公害地球懇談会

公害総行動連絡会 毎年6月 公害週間 官庁、企業交渉 決起集会

7. 宣伝活動、組織運動

横田平和まつり

各種集会 基地被害シンポ 軍民共用空港反対集会

署名運動 各時期ごとに 判決前など

各種要請行動 防衛省、外務省、アメリカ大使館、自治体

訪米活動 3回

意見広告 ニューヨークタイムズ

8. 裁判の経過

(1) 提訴

96年4月 第1次提訴(東京地方裁判所八王子支部)

97年2月 第2次提訴

98年4月 第3次提訴(総原告数 約6000名)

・被告 国 アメリカ合衆国

(2) 対米訴訟

1次訴訟 02.4月 最高裁判決 上告棄却(敗訴)

・外国政府の民事裁判権についての最高裁の初めての判決

・「米軍機の飛行は、米軍の公的活動で、その活動の目的ないし行為の性質上主権的行為であることは明らかで、国際慣習法上、民事裁判権が免除される」

2次、3次訴訟 04.12月 2審 東京高裁敗訴(確定)

(3) 国に対する1審(東京地方裁判所八王子支部)

裁判経過

判決 02.5.30

・損害賠償認定 賠償額 約24億円

・W75以上の被害認定

・危険への接近法理採用 減免認定

・防音工事による減額

(4) 控訴審(東京高等裁判所)

経過 03.1.14 第1回裁判

判決 05.11.30

・差し止め 棄却

・損害賠償 認定 約32億5000万円

- ・受忍限度 W75以上 認定
- ・危険への接近 法理の適用そのものを排斥
- ・将来請求 一部認定
- 上告
- ・国 将来請求部分に限って
- ・原告 差止めに限って

(5) 上告審(最高裁判所)

判決

夜間早朝飛行差止め	07.5.22	上告棄却
将来請求認容部分	07.5.29	破棄自判
将来請求を認めず		

9. 新しい問題 米軍再編問題、軍民共用空港問題

(1) 横田基地軍民共用空港問題

(2) 米軍再編問題と横田基地

- ・米軍と自衛隊の共同と基地の再編

米軍と自衛隊の司令部機能の統合し、基地を共同使用する。

在日米軍基地の機能の強化

10. 新しい運動、裁判に向けて

新しい運動 軍民・軍軍空港化反対、基地被害住民の連帯

新裁判の提起

11. 騒音裁判と基地問題

神奈川から見る日米同盟強化の実相・批判

今野 宏 (Hiroshi KONNO (JSA 神奈川支部会員))

はじめに

神奈川には現在、米軍基地 17 施設(海軍 13+陸軍 4)、および自衛隊基地 11 施設(海自 5+陸自 5+空自)がある。しかし、それぞれの機能・性格を異にするそれらの基地間には、密接な関係が存在し、その関係を通じて総合的機能を果たしうる関係になっている。例えば、米海軍厚木基地は飛行場基地であり、一方横須賀米海軍基地は米第 7 艦隊の原子力空母ジョージ・ワシントン (GW) を擁する母港であるが、厚木基地と横須賀基は不可分の関係にあることは明白である。



このような基地間の関連をたどっていくと神奈川県内にとどまらず在日米軍基地すべてのネットワークが実態として見えてくる。ともに、県下 11 の自衛隊基地・施設も、米軍との密接な関係を持つことも見えてくるのが日米安保体制そのものに他ならない。

一方、基地周辺の地域は、住民生活や地域産業や地域経済の間に様々な関係が存在する。他方、基地と周辺社会の間には、一種の国境が存在し、「治外法権」が生まれる。法理論的には「対等・平等」を謳っていても、実効上は軍事優先が貫かれるのが常である。

1, 戦後、日本本土の占領は神奈川から始まった

日本が降伏した 1945 年 8 月 15 日後まもなく、連合国軍が第 1 次占領地域として指定してきたのは、厚木飛行場地域、横浜の総司令部地域、横須賀軍港・追浜海軍航空基地であった。8 月 30 日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーがマニラから厚木飛行場に降り立ち、同じ日の朝、横須賀に 1 万 5 千の武装兵士が上陸。横浜海運局に占領軍司令部を置く。横浜一のホテルニューグランドが占領軍首脳の宿舎になる。9 月 2 日に横浜港大棧橋に騎兵第 1 師団、5 千、3 日中に相模陸軍造兵廠(現相模総合補給廠)に 130 0、陸軍士官学校(現キャンプ座間)、そのほか学校や旧軍施設などが占領された。連合国軍総司令部は 9 月 17 日に東京へ移ったが、横浜には米第 8 軍司令部が残り、この年の末までに 9 万 4 千を超える兵員(当時の横浜市民の 15%)が駐留し、焼け跡や公園が接收され、「かまぼこ兵舎」が建ち並んだ。占領軍によるこの状態はサンフランシスコ講和条約成立後も続き、同時に締結された旧安保条約のために、占領軍が駐留軍と名を変えただけで引き続き居座った。横浜市は戦後復興は極端に遅れた。当時の県内の米軍基地は 162 件、その後返還運動もあって 16 件までに減少したが、面積では最高時の 60%が米軍基地として今なお残っている。

2, キャンプ座間(米陸軍)

沖縄島の米軍基地が陸上戦を経て米軍返還されずに残されているのとは異なり、内地の米軍基地は、旧日本軍がすでに基地として使用してきた土地が多く、私有地は例外的である。

キャンプ座間の敷地は旧日本陸軍の士官学校(創立 1937 年)が使用してきた土地であった。1945 年:米軍に接收され、事実上米軍が使用。座間市と相模原市にまたがるアメリカ陸軍の基地である。

前身が実戦部隊を擁する基地ではなかったため、占領されてからしばらくは兵舎と倉庫施設程度のもの

であった。しかし、港湾拠点の横浜市中心部に居座っていた米第8軍司令部を移転させるために、1950年代前半に日本政府の思いやり予算で整備を進め、次第に米陸軍の中樞拠点となっていった。

いまでも実戦部隊が大挙して存在するわけではない一見静かな基地であるが、陸軍関係の諸々の専門部隊を指揮・運用する。在日憲兵大隊、日本軍事諜報大隊、などの特殊な任務を持つ部門も含まれている。多面的機能ごとに分割されている在日米軍の各部門を統一的に指揮・命令するという複雑・高度な任務を持たされている基地である。

2006年5月の2+2で合意した在日米軍再編強化では、現在米ワシントン州に置かれている米陸軍第一軍団司令部の座間キャンプへの移転統合計画が含まれていた。しかし、2010年2月4日に米太平洋陸軍のミクソン司令官はテレビ記者会見で「米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間への移転についての合意は取りやめたが、「(部分的に先行実施された)前方司令部の移転により、日米合意の義務をすでに果たしている。」と司令部本体移転は必要ないとの認識を示し(読売の報道)、当初の計画の中断が明らかとなった。再編計画の中で進められた通信システムの改善により、本司令部を移転しなくても目的が達成されたことを示している。この経過は、再編計画は、実際には試行錯誤をしつつ推進されていることを示している。

海外派兵に迅速に対応する実戦部隊として朝霞駐屯地にある陸上自衛隊の「中央即応連隊」は2007年に創設されたが、12年度までにキャンプ座間に設置される予定もある。キャンプ座間において、米日合同の作戦を統一的な指令の下に展開する体勢への移行計画が進行しつつある。

3. 相模総合補給廠 および 横浜ノースドック(陸軍)

相模総合補給廠は、旧日本陸軍の相模陸軍造兵廠の敷地・施設を接收して設置された。今は米陸軍第35補給役務大隊の司令部が置かれている。大隊の任務は「陸軍事前集積貯蔵」(APS)の運用である。APSは米陸軍が全体で4カ所に設置しているが、その一つが日本に置かれている貴重な施設である。在日米軍の緊急展開に備えて、「作戦用プロジェクト」や様々な種類の「戦闘予備品」を使用可能な状態で十分に保有していることを任務としている。ベトナム戦争に際しては、現地で破損した戦車等が次々と運び込まれ、即座に修理を施して現地へ送り返したことが知られている。

このような能力を持つ基地は米軍唯一であると言われている。

相模補給廠には、再編計画の一環として「戦闘指揮訓練センター」が設置されようとしている。全体としての米軍は陸・海・空・海兵隊それぞれの指揮・統制システムを統合して「グローバル指揮・統制システム」(GCCS)を確立している、といわれている。此処の訓練センターの役割の一つは、GCCSの一翼として、在日米軍に関するローカルセンターを構築することと思われる。

横浜ノースドックは1945年に完成した横浜港最大の埠頭「瑞穂埠頭」が、ほとんど完成と同時に米軍に接收されたものである。本州すべての基地活動をまかなう大量の米軍用物資の積み卸しが可能であることで、集積能力の高い相模原総合補給廠とは密接な関係にある。在日米軍が海外に展開する場合の揚陸艦艇なども常備されている。

4. 横須賀米海軍基地

歴史

横須賀港がアジア最大の軍港になった契機は、幕末期の「黒船騒動」時代にある。幕府は日本でも大型鉄船の生産ができるよう、小栗上野介を起用。

1866年(慶応2年)小栗はフランス人技師ヴェルニーの助力を得て横須賀製鉄所を開設する。日本初の

製鉄・鍛造・機械加工・組み立ての様式鉄鋼工業の始まり。メートル法ゲージを採用。各地からの見学者が急増し町も発展。洋式の機械工業が、メートル法ゲージとともに国内に波及。

1884年(M17) 横須賀鎮守府が置かれ、日本海軍の基地(見学禁止)となる。

1889年(M22)には軍需物資を運ぶため横須賀線(横須賀大船間)が開通。

1894年7月?1895年3月(M27?28) 日清戦争。以後すべての戦争に海軍が参戦。

1904年2月?1905年9月(M 37?38)、日露戦争。

1914年?1918年 第1次世界大戦。英国の同盟国として参加、インド洋・地中海方面へ出動。

1931年9月?1945年9月 「15年戦争」、日本敗戦。米軍の占領下に入る。

戦後

占領軍は日本軍を武装解除する一方で、日本軍の残存能力を利用する必要もあった。横須賀港も米軍の空爆を受け、戦艦「長門」は破壊され、海軍工廠は炎上した。しかし、基地内には占領軍がそのまま利用しうる能力は残っていた。港湾周辺はもとより日本周辺に敷設されて日・米双方の機雷の掃海には、旧日本海軍の掃海部隊が、保有していた掃海艇とともに動員された。1950年、朝鮮戦争で米軍が仁川上陸を果たすに当たっても海上保安庁の組織となっていた部隊が動員され、作戦に貢献した。

この事実は、日本の再軍備政策のため、旧日本軍歴任者を動員して「警察予備隊」の新設を発足させるためには好材料となった。

日本占領は米国が責任を持っているにせよ、他の連合国の手前、占領軍を勝手に米国の都合で利用するわけにはいかない。そこに米国をして、すべての連合国の合意形成を待たずに日本との単独講和に走らせた理由があったのではなかろうか(1951年9月8日サン・フランシスコ条約調印,同時に旧日米安保調印)自衛隊の前身である「警察予備隊」(7万5千人)もこの時期に設立されている。

県下の自衛隊基地・施設数も11にのぼり、うち9か所は横須賀市内、他の1つは座間駐屯地内、もう一つも横浜ノースドック内。米軍との「一体化」の密度が極めて高いことを示している。

(注1) 1950年(昭和25年)8月10日にGHQのポツダム政令の一つである「警察予備隊令」(昭和25年政令第260号)により設置された武装組織。1952年(昭和27年)10月15日に保安隊(現在の陸上自衛隊)に改組されて消滅した。

5. 米第7艦隊の根拠地：米海軍横須賀基地

5-1 艦隊中枢の母港

米第7艦隊は西太平洋、オホーツク海、日本海、インド洋およびアラビア海まで、実に地球の5分の1を管轄する米軍最大の艦隊である。2隻の原子力空母を含む約60隻の艦船を擁し、作戦機は海兵隊機やヘリコプターを含め約350機に上り、所属隊員は海軍・海兵隊で2万、全体で約6万の兵員がある。その旗艦であるブルーリッジ(18,390トン)が横須賀を母港としている。さらに、原子力空母ジョージ・ワシントン(GW,満載時排水量:104,178トン、士官・兵員:3,200名、航空要員:2,480名、搭載85機)、および、第15駆逐艦隊(9隻)が母港としている。

(注2)第15駆逐隊

ミサイル巡洋艦「カウペンス」、同「シャイロー」、ミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」、同「ジョン・S・マケイン」、同「フィッツジェラルド」、同「ステザム」、同「ラッセン」、同「マクキャンベル」、同「マスティン」、以上9隻。

(注3) オハイオ級原子力潜水艦(核搭載認証)の寄港 10・5・5:「ルイヴィル」(原潜寄港通算708回)、そのほか原子力潜水艦(原潜)の寄港も、のべ回数は800を超えた。

5-2．旧軍港都市転換法

横須賀市は戦前から帝国海軍の軍港都市として発展してきた歴史がある。そのため、敗戦により軍港が占領軍の全面的管理に移行すると、多くの市民が仕事を失い、また軍人もそれぞれの故郷などに帰ったため人口が半減し、市の財政も成り立たなくなった。旧軍港都市であった呉、佐世保、舞鶴、などはいずれも同様な事情にあった。

そこでこれらの市の旧軍用地を平和産業転換のため特別に払い下げを謳った「旧軍港都市転換法(軍転法)」が議員立法で成立した。この法律案は、1950年4月11日国会で可決後、憲法第95条の規定による「特別法」として対象4市においてそれぞれ個別に地方自治法第261条に基づく住民投票が実施(同年6月4日)された。その結果、いずれの市でも同法は圧倒的多数の支持を得て発効されている。

しかし時を同じくして勃発した朝鮮戦争のため、軍港は米軍(当時は占領軍)の占領目的外の活用に使われ、旧軍港資産の返還は、以後もはかばかしく進まない状況が続いている。

5-3．否定できない核持ち込み現場の疑惑

米誌ニューズウィークは、1965年に米空母タイコンデロガがベトナムでの任務を終え横須賀に向かう途中、艦載機A4Eスカイホーク1機を、1メガトンの水爆B43を搭載したまま沖縄近海で転落させたが、その後そ知らぬふりをして横須賀に入港していたこと、米海軍はこの事故をもみ消したことを報じた(89/5/7西日本新聞)。禁止政策に反して、核搭載艦が日本に寄港していたことになる。

現在米海軍は、核認証を受けた原潜以外の軍艦には核を搭載しないとされているが、核認証原潜は今なおしばしば入港し、核持ち込み疑惑に関して日本政府は、事前協議がない限り核は持っていない、と断定するばかりで、事実上のフリーパス状態になっている。

横須賀港は米海軍の海外基地としては最大の基地である。ハワイからアフリカ東沿岸までをカバーする米第7艦隊の旗艦である「ブルーリッジ」がここを母港としていることが、何よりも米軍の世界戦略にとって不可欠の基地であることを物語っている。

原子力空母がよこすかを母港としてから2010年9月25日でまる2年が経過した。通常型のキティーホークと交代するに当たり、日米政府は動力源様式が違うだけだと市民の懸念を沈静化させようと努めたが、いざ母港になってからの相違に、市民は驚きと欺かれたことへの怒りを禁ずることができないでいる(詳しくは講演で述べる)。

言うまでもなく空母の作戦行動は単独ではなく、数隻の駆逐艦・巡洋艦、それに潜水艦数隻などと「空母打撃群」を構成して行動する。この打撃群は一目瞭然、自国を防衛する体勢ではなく、海洋を隔てた敵国に出向いて攻撃する体勢である。日本国憲法の精神にそぐわないことはあまりにも明らかである。

日本政府が憲法に誠実であるなら、まっさきに整理・解消しなければならないのは、横須賀米海軍基地であり、次いで横須賀につながるすべての基地である。

6．厚木海軍飛行場(米海軍・海自)

厚木基地周辺の航空機騒音に関しては航空機騒音の被害で住民の苦情が絶えず、夜間離着陸訓練などをするなどの要求が強いことは以前から有名である。

空母の母港近くのは必ず陸上に飛行場基地を設ける必要がある。

空母が母港に帰港する際は、積載する航空機をあらかじめ陸上に降ろし、空身で入港する必要がある。

艦載機の飛行士は厳しい離着陸の条件に耐える技量を保つため、訓練を普段に行わなければならない。そこで、入港中は陸上の飛行場に飛行甲板に見立てたマークを設け、離着陸訓練等を行うのである。日本政府は厚木基地の艦載機を岩国に移すことで準備を進めている。

しかしその計画が実現すれば岩国およびその周辺での爆音問題や、岩国または呉に原子力空母に対応でき港湾が要求される気配もある。逆に厚木に対しては岩国の P? 3C を移駐させ、または新たに艦載機のメンテナンス基地として強化するなど、新たな強化案が目白押しになる情勢である。

住民の長年の抗議を受け、岩国への移転が 2014 年をめどに準備されているが、根本的解決にはならないことは明らかである。

7. 神奈川の基地機能を支える県内民間企業

神奈川には横浜開港以後急速に成長・発達した重化学工業、また機械・電気工業等が生まれ、京浜工業地帯が形成されていた。20 世紀後半電子・通信工業の発達も世界のレベルをリードするまでに成長してきた。これらの技術・工業力が国内の高度な軍事技術を支えていることを忘れてはならない。

防衛省のホームページ、あるいは「財団法人防衛調達基盤整備協会」のホームページ等から軍需技術製品等を納入している企業名を調べることが可能である。或る調査*)によれば、神奈川県下で 26 の企業名と、それらの事業内容・製造品目などが一覧表にされている。

いくつかの例をランダムに拾ってみると、某大手造船の横浜工場：ヘリ搭載護衛艦&イージス護衛艦 etc. 某電気・通信機・総合技術機器メーカー：機上方向探知機&計器着陸装置&誘導弾装置 etc. 某社情報システム事業部：搭載電子機器試験機器等の設計 etc. 戦術情報処理システム&訓練・計測システム&これらの構成品および関連機材の設計・開発・製造・サービス提供、…、いずれも最先端兵器関連を想起させる項目が目白押しに記載されている。

最後に、注目されるのは、現行の米軍再編計画から、陸・海・空・海兵の各隊のリアルタイムの多元的な戦況推移を瞬時に分析し、それに対応した、これまた多元的な戦闘単位に対し、最適な作戦行動を、その後方支援部門をも含めて、遅滞なく最適な作戦を指令するという「統合司令部」を構築することが強く意識されているように見取することができる。

いかにもアメリカらしい発想である。発展を遂げた高速電子情報システムを活用し、最適作戦の解を得、指令を実行、という、一種の合理主義が生んだ「再編強化」の考え方であろう、と推察する。

しかし、このようなシステム構築計画は無限の試行錯誤をクリアせねばならず、全ての予想すべき要素をまれなく網羅することなどできようはずもない。処理しきれなくなるのが落ちだと思われる。結果として予算の浪費と、指令に従う能力しかない巨大組織を残すだけであろう。

おわりに

もしこのような「再編強化」手法が絶対的な強さを導くとすれば、かつてのベトナム戦争はアメリカ側の圧倒的勝利に終わっていたはずである。解放軍の勝利は、祖国と人民に対する信頼と愛情、そして天のどこからかの指令に従って戦うのではなく、自らが当面している戦況から学んで、創造的戦法を編み出し、戦ったことが、サイゴン(現ホーチミン市)での勝利を獲得させたのであろう。

日本国民は、金と努力の危険な無駄遣いにつきあいを続けるわけにはいかない。近隣諸国の警戒感を増幅させるような基地再編をあっさり断ること、それは憲法 9 条の精神を我がものとし、安保条約の破棄通告を成し遂げる政府をこそ求め、行動することである。

関東甲信越地区合同シンポジウム（討論の概要）

【開会】

司会・野口俊邦さん（地区担当常任幹事）

日本科学者会議常任幹事で長野支部の野口と申します。本日の関東甲信越地区合同シンポジウム予稿資料集と参加票はお手元にごさいますでしょうか。参加票はあとで事務局が回収に参りますので早めにお書きください。それでは、資料集に基づいて進めさせていただきますが、長田さん（地区担当常任幹事）の予稿「2010年関東甲信越地区シンポジウム開催にあたって」とその資料については、開始時間が少々遅れており、長田さんからのご提案もありますので、それはお読みいただくことにいたしまして、これからすぐ、シンポジウム開催にあたって大変ご尽力いただきました埼玉支部の事務局長・丹生さんから挨拶をいただきます。

歓迎の挨拶・丹生淳郷さん（埼玉支部事務局長）

どうも皆さんこんにちは。今日はいい天気、浦和の町は12日の市でお酉さまのお祭りです。調の宮神社があってそこのお祭りが盛大に行われるとあって町が賑わっています。今回、平和の問題、基地問題でシンポジウムをやらせていただくことになりましたが、丁度1960年に安保条約改定があり、NHKや各種雑誌などでも特集が組まれております。こういう時期にこのシンポジウムができるのは非常に相応しいテーマを選ばせていただきました。講師の方々も3人素晴らしい方々にお願いすることができました。資料の後ろの方に、これまでの教育問題のシンポジウム第10回まで、それから水問題について何回か開いて、そして久しく途絶えていたのですが5000名への会員拡大をめざすこととも相まって、元気をつけようじゃないかと合同シンポジウムを開いて活性化につなげることになりました。そういう面ではタイミングも非常にいいのかなと思います。今日は手狭な会場でご迷惑をおかけすることになるかも知れませんが、最後まで3つのテーマごとにご討論いただきますようお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

司会・野口さん

ありがとうございました。それではお手元の資料の順番で報告をしていただきたいと思います。最初に杉浦さん、次に吉田さん、弁護士の方ですね。3番目に今野さんということをお願いいたします。お一人当たり45分の報告と言うことにして、報告が終わったあと簡単な質問をいただいて、残り1時間くらいあるかなと思いますので、そこで総合討論を行いたいと思います。二つの報告が終わりましたら約2時間近くなりますので、そこで一旦小休止とさせていただきます。それでは杉浦さんの方から自己紹介も含めてご報告いただきたいと思います。時間厳守でよろしく申し上げます

【各報告での質疑応答の概要】

報告1. 「沖縄基地闘争と川越での連帯行動」杉浦公昭さん（埼玉支部幹事）

司会・野口さん：杉浦さん、ご報告ありがとうございました。冒頭に理論と実践ということで、実践が伴わない理論家集団が多すぎるというご批判がありましたが、もろに実践に裏打ちされた大変リアルな報告でした。あとで総合的な討論の時間をとりますが、特にいま、ご質問なり、ご意見がありますか？ よ

ろしければ、のちほど総合討論でご登場願います。ありがとうございました。それでは、吉田弁護士さんから「横田基地騒音訴訟からみた基地問題」について45分程度でご報告をお願いします。

報告2. 「横田基地 - 騒音公害訴訟からみた基地問題」吉田栄士さん（横田訴訟弁護団）

司会・野口さん：ありがとうございました。大変スケールの大きい、しかも相手はアメリカまで対象にしながらという国の政策の根本にかかわる大問題であるが、私も、ここまでこのような基地公害問題が起きていることを知らなかった。いい勉強になりました。ここでご質問等をお受けします。

埼玉・藤田さん：法律のことはよくわからないが、米軍の夜間・早朝の飛行についてお話を聴いていると、最高裁・裁判所の論理は横田が治外法権で米軍の行動については国内法は及ばないという解釈をとっているのでしょうか。したがって、騒音が減ったと言うがそれは国内法の規定に服したというのではなくて、いうなれば米軍の温情というか、そういう性格のものとして理解すればよろしいのでしょうか。自衛隊の場合は国内法で制限できるのでしょうか。もし米軍に国内法が及ばないということ認めるといふことになれば、それは日米安保条約あるいは付属協定のどこに根拠をもっているかということを知りたい。

報告者・吉田さん：米軍基地関係については日本の法律は及ばないということになっています。日本では、もともとは外国政府自体を訴えることができないというような形式を採っていましたが、この原則は外国では採っておらず、日本でも採らなくなりました。米軍基地関係でアメリカ自体に差止めや賠償が認められないというのは、地位協定で米軍に問題があったときには日本国がその負担を負うという形式によります。これは損害賠償の問題ですが、差し止めについても流用するというのが、高裁の判断でした。しかし、それは違法だとして最高裁は、国家としての主権的な行為に関してはそれを尊重するのが国際法的慣習である、米軍機の飛行行為は主権的行為だと、こういう判断を始めて行いました。ですから、基本原則は変わっていないということになっております。それから、自衛隊の関係では、小松基地は自衛隊基地、米軍も使っているが自衛隊基地で、自衛隊に使うなという差止め裁判をしています。ここでは、統治行為論・政治問題で立法政策の問題だとして逃げられております。飛行差止については、どちらも同じような形で、裁判になじまないという言い方で切り捨てられております。私たちは、裁判になじまなくても実態を勝ち取れば良いとも考えました。賠償金額は横田で30数億円、嘉手納で70億円、厚木では40億円、この賠償金は税金で払われました。これだけの税金をかけて、違法な飛行をしているのはおかしいのではないかという意味で、多くの者が立ち上がり、現実には騒音を減らしています。それから、厚木のNLP訓練を岩国に持っていくのは問題なのですが、アメリカでも首都圏で戦闘機のNLPをやるのは避けるべきだと言われています。事故になると大変で、実際に厚木ではありましたが、横田であれば大型輸送機ですから戦闘機の何十倍の大きさの被害が起きます。そういうことで、判決ではなかなか勝てませんが、日本国、アメリカ合衆国に物申して、実態を改善させる、そのために裁判は必要だと思っています。どんなに色々な声をかけても、横須賀でもやっていますが、なかなかアメリカまで声が届きません。日本政府は無視するし、色々な運動の一つとして裁判を活用していけるかなと考えております。賠償で勝つだけではなく、やはり静かになります。三沢基地のように、経済的条件などで運動が進まないと、岩国でもそうでしたが、そうすると、騒音がうるさくなります。そういう意味で、裁判をするということは、基地を知ってもらう、基地にはこういう問題があるんだということを知ってもらうためにも有用です。裁判をすることによって、色々な所に訴えていくというのが必要だと思っています。裁判には限界があることは確かですが。

東京・長田さん：質問が二つ、お願いが一つあります。アメリカに直接訴えるということは、例えば、枯葉剤でベトナムが訴えましたね、負けましたが、戦時中に被害を受けた中国人が日本を訴えた、これも請求期限が切れた理由などで棄却されたが、訴えの性格としては同じようなものかどうか？二つ目の質問ですが、東京の場合は、砂川闘争の教訓があり、いま横田の騒音がある。主な米軍施設は8箇所、司令部、通信施設ですが、私は物理学・通信技術などを専門としてきたものですから、それらに関心がある。司令部や通信施設はどのような攻撃対象となるのかに関心がある。それは、非常に重要で危険な問題をはらんでいるにもかかわらず、住民に見えにくいので課題になりにくいし、広がりにくい。そういう問題をどう位置づけるのがよいのかということです。

あと、お願いでもあり、ご相談ですが、J S A 埼玉支部は支部幹事の杉浦さん、神奈川支部は支部代表幹事の今野さんが、基地問題でJ S Aの顔となって活動なさっている。東京支部にはそのような顔になるような活動家がないので、吉田さんのお知り合いの弁護士の方々多数に東京支部の会員になっていただいて、東京支部がこの分野の議論を深めて、市民との連帯行動も強まることを望んでいます。いろいろご相談させていただきたいのでよろしく願いいたします。

報告者・吉田さん：アメリカを訴えるときに、アメリカの弁護士さんたちにも相談しました。なぜかというアメリカは自分勝手な国ですから、外からアメリカを攻撃しても何も怖くない、アメリカの法律が適用されるのはアメリカだけ、だからアメリカでやらなければだめだよと言われました。しかし、アメリカでやるとなるとお金の問題なども含めて難しいということで断念しました。横須賀では、アメリカを訴えました。環境法(NEPA)というアメリカの法律で、空母などが入ることによって地域の環境が悪化する、それは環境法違反だということで、アメリカ本国で裁判をしましたが、裁判では、外国のアメリカ軍基地では、アメリカの国内法は適用されないということで負けました。アメリカ本国での裁判で勝ったのは、ジュゴンの事件だけです。なかなか、色んなやり方があると思いますが、どうやって訴訟として結びつけるかということは、日本の弁護士や学者だけが議論していてもなかなか難しい。アメリカにも弁護士団体があるので、そういう所と連携して色々やっています。有名なアーサー・キノイさん、もう亡くなられましたが、その方の所に行ったり、横田に来てもらったりもしました。先ほどの米軍施設のことですが、裁判の良い所は、色々なものを拵げて入れられる所です。通信施設での被害は、例えば電磁波とか、そういうものを浴びているのではないかという精神的な不安、それから通信網があると攻撃されやすい、そういう不安、そうしたものを総合して慰謝料の対象にしていくことはできると思います。ただ通信施設だけとなったら、それによる身体的な被害などを証明していかなければならないので、なかなか難しいのかなと思います。運動としては、通信施設によって米軍基地が世界各地で戦争行動をしている、だから、平和を考えてもらうということでは使えるし、運動を拓げるには重要なことだと思います。それから日本科学者会議東京支部との関連ですが、弁護士の団体の中で自由法曹団というのがあります。私は、数年前、東京支部の幹事長をやっております、色々な形で勉強したことがあります。やはり、言ってもらえれば動いていこうなと思っております。今回も、友人の弁護士を通じて、横田から誰か出してもらえないかというお話がありました。弁護団でも議論して、やはり日曜日だから誰か出さなければいけないねということで<会場笑い>、私の方で、勉強してくるからねと言って出かけてきました。今後また、一緒にやっていきたいと思っております。

司会・野口さん：どうもありがとうございました。最初にお約束しましたように、今3時です。休憩で3

時 15 分に再開して、4 時までの 45 分間、最後の報告をお願いしたいと思います。

報告 3 . 「神奈川から見る日米同盟強化の実相、および批判」今野宏さん（神奈川支部代表幹事）

司会・野口さん：どうもありがとうございました。時間を厳守いただきました。今野さんの報告にたいしてご質問があればどうぞ。

東京・野村康秀さん：2007 年 8 月に GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) が締結されましたね。日米の軍事情報に関する包括的保全協定で、日本は米国並みの秘密保護体制作りが義務付けられましたので、あれ以降、特に企業内の情報管理体制の変化についてわかっていることがあれば教えていただきたい。

報告者・今野さん：先ほどの報告は 2006 年度の調査で、それ以降は承知していない。普通に考えれば、それ以降も強化が進んでいるわけで、原子力空母のメンテナンスについて IHI (旧石川島・播磨重工) がその一部を請け負う契約がされたというのが今年のニュースである。この契約が引き続くかどうかは未定だが、米軍とすれば母港の現地で調達が可能なら、時間的・経済的に有利と考えるだろう。横須賀に限らず日本の基地はその点でも有利なはずだ。

司会・野口さん：今のお答えについて、何か最新の情報をお持ちの方はおられますか。ほかになれば総合討論に入りたいと思います。今野さん、ありがとうございました。

【総合討論の概要】

司会・野口さん：約 50 分程討論の時間があります。個別報告に対する質問があれば、指名したうえで、ご質問なり、ご意見なりをいただきたい。特になければ、全体を通じてお考えがあれば話題提供、ご説明を展開して欲しいと思います。約 40 分～50 分間、自由討論にしたいと思います。お名前と所属を言ったうえでご発言ください。

東京・河上茂さん：昔から沖縄の問題は勉強してきましたが、今年沖縄を初めて訪れ、普天間基地も見て、あらためて状況を心配しています。要するに、米国内では許されないことです。杉浦さんにお尋ねします。仲井真知事は「県外移設」で再選されましたが、今後あの人はどのように行動すると予想されますか。

その前の知事は稲嶺さん、その前は太田さんでした。稲嶺さんは、あの少女暴行事件があったときに、大沖縄県民集会に太田知事と一緒に参加して、そのあと知事選で当選したが、その集会で宣言された通りには動かなかった。そして、仲井真知事は、辺野古移設を容認したわけだが、これがチャンスと思ったかどうか分からないが態度を変えた。態度を変えて東京に来たが政府の方もはっきりしない。知事選が終わって、あの人がどう動くのかをお伺いしたい。

講師・杉浦さん：私が答えられるかどうか分かりません。私の考えていることを話しますと、私は 2006 年

に定年退職して沖縄に通い始めたのですが、いろんな場面での彼の発言を見ると、彼は非常に言葉づかいを選ぶ人、よく考えてものを言う人です。言ってきたことは「普天間米軍基地は県外・国外移設がベストだ、しかし、毎日騒音で苦しんでいる人たちの一日も早い救済のためには、辺野古への移設がベターだ」と言い続け、県内移設を容認するスタンスできました。

ところが名護市で県内移設反対の市長が誕生する事態が起こって、4月25日の県民集会で9万人もの人が「閉鎖・返還、県内移設断念、国外・県外移設」ということを決議した。ですから、本当はそこへ出たくなかったが、県政与党から集会へ出なければ「秋の知事選に向け、県民の反発は避けられない」と言われ参加しました。それでも集会後の記者会見で、辺野古への移設容認の立場は「撤回はしていない」と述べ、そこではまだ民意と一致していないのだけれど、いずれにしても出るには出た。選挙になったら、那覇市長の翁長氏を選対部長に置けば彼は選挙に勝てるとうわさだった。

翁長氏に選対部長を頼みに行ったときに、「県外移設を言いなさい」「それでなかったら貴方は勝てません」と言ったみたいです。つぶさには聞こえてこないが、巷からはそう伝わってくる。

9月県議会の最終日に県政与党から県外移設要求の同調を求められて本会議での表明に踏み切りました。それでも「県内移設反対」は明言せず、記者団の質問に「(県外移設要求と県内移設反対は)ほとんど似ている」と説明。

それまでの県内移設容認から県外移設要求に(良い意味で)『変節』しながら、知事選を前にして争点ぼかしをやったと言う風にみられた訳です。ぼかされた県民も多少はいるんですね、それで1割ぐらいが参っちゃったと見るんですが、多くの伊波さんを応援した人達はぼかされていないです。このように彼は狡猾です。

選挙が終わった直後に総理大臣に会いに行きましたね。そして、私は県外移設要求を公約して当選し、知事になりました。ついては5月28日の日米合意を何とかやり直してもらいたい、と公式にはちゃんと言う。

このように沖縄県知事としての姿はちゃんと出します。12月6日に宜野湾の伊波さんの後継者になった安里さんが知事に選挙後の表敬訪問に行くについて、名護の市長も一緒に行ってくれと頼み、そして伊波さん自身も誘われて一緒に行きたいです。そこで彼らが言ったのは「知事は県外移設と言ったのだから、今後共同歩調を取りたい」と提案しました。知事は「考えが微妙に違う。同床異夢の感」と述べました。これがご質問の答えになります。

選挙前は「県外移設と県内移設反対はほとんど変わらない」と言っておいて、今度は「微妙に違う」と言って、微妙なところですり変えている。

このように、一貫して県内移設反対を言わずに来ているのは、県内移設を押し付ける政府との次期沖縄振興計画の交渉を有利にする余地を残したい為かも知れません。

私は環境化学を勉強してきたのでアセスメントは私の主力で闘わんといかん場所です。昨年10月2日、沖縄県の環境影響評価審査会は、ジュゴンの複数年調査や、航空機の騒音に関する予測調査などが不十分だとして、環境評価手続きのやり直しを知事に答申し、知事はこの答申を全面的に認めました。それにもかかわらず、普天間の「一日も早い危険性の除去のためには、県内移設がベター」として、アセスの行政手続きを進めてその時の政府に協力して来ました。

これが2010年の現在どうなっているかというと、辺野古の沖でアセスの事後調査船はちゃんと動いている。それを知事が止めるということをやってくれれば良さそうだけれど、やっていない。あれは途中で中止できない為に今すぐに行政的に中止と言わないだけかも知れないが、今後、海を埋め立てるときには、YesかNoを言わなきゃならない。Yesと言えば鳩山さんと同じになります。県民からはリコールされるでし

よう。そこまでは彼はやらないと考えます。 以上です。

東京・河上さん：同床異夢、呉越同舟というように違う夢を見ている。私たちは違うことをやらんように、あるいはこちら側に取りこむという観点で、私は東京にいて何もできないが応援したい。

講師・杉浦さん：東京から沖縄をしっかりと見張って欲しいと思う。私が沖縄の選挙を闘ったのは、知事を応援するとの言葉は使ったが、本当は安保をなくしたい。それを前面に出すと沖縄の人たちがどのくらい共感してくれるか分からないが、私は安保反対です。東京でにらんでいてくれるのは有り難いが、国内で安保反対の世論を発展させて欲しい。折角、仲井真氏は「安保を認める国民は、安保の負担を背負ってもらわなければ困る」と言うのだから、私はその言葉を戴いて「あなた安保賛成でしょう?」と問い、「賛成ならばあなたの義務として普天間米軍基地を引き取ってくれませんか?」と聞いて、「引き取れない」と答えたら「やはり撤去しかありませんね」ということで安保廃棄の話へつなげたいと思います。

最後に言いたいことは、「移設」とは苦しみを人に押し付けることです。撤去はアメリカの人でも騒音など基地公害はいやなのだから、戦争のこと、人殺しのはいやだから止めようと言うのが撤去。皆で喧嘩するのは止めようと、武力という名の暴力で国と国の在りようを決めることを止めようと、話し合いで決めるようにしようと世界が動いているから、そちらの方に軍配を上げるように我々も動いて行きましょう。

東京・河上さん：もうこの時代に世界情勢を見ても、日本で新たな米軍基地を作る時代でもないしあってはならない。日本国内での不平等はちょっと置いて、少なくとも新たな基地をつくることはどこであってもあってはならない。

司会・野口さん：杉浦さんは総括的で力のこもった発言をされましたが、まだ討論は始まったばかりです。ほかに発言はありますか？

東京・米田貢さん：25年間大学教師をやっているが、こういう問題を学生と話しているが、今回初めて2年生の後期の学生に来年2月24日から2泊3日で沖縄の米軍基地の調査に行くことにした。はじめて読ませたのが沖縄の現代史で、今読ませているのが靖国問題。話していてびっくりするくらいにこの手の問題については知識がなくそんなことを本当に考えているのかと言いたくなるような発言が一杯出てくる。ゼミを集めるとき募集要綱に書くから僕が左翼的あるいは変わった先生だと分かってきている学生でさえそうです。この間、普天間で問題になっている日米軍事同盟の問題では、日本でいま米軍基地を大規模に縮小できるのかではなく、沖縄にある一つの基地の機能を縮小したり、撤去することが可能かどうかと聞いてみると、その余地はなさそうと考えているようです。れなりに問題意識のある学生でも日米安保のことは前提で、米軍基地に囲まれている東京の現状について無関心というか、日常生活の一部になっています。頭の隅っこにおいているだけ。中大は頭の上を横田基地の飛行機の着陸するルートで、つい1週間前の夜中に娘とびっくりした。多分あれは横田に大きな飛行機が降りたんですね。<吉田さん：午前2時半頃ですよ> 午後10時の飛行制限はほんとかかなと思った。関西であんなことは一度もない。東京はこれだけの基地があって都民も神奈川県民もおかしいと思っていないところを見ると、若い人たちが基地をなくすなどということには考えが行きつかないのではないか。彼らにどのように接点をもって行ったらいいのかわからない。九条の会をやっていますが、自分は九条を守るという一致点は大事にしながら、日米軍事同

盟の廃棄の問題、安保廃棄の問題を掲げないと何も進展しないのではないかと考えています。安保条約の撤廃を掲げて基地の廃止や縮小を議論しないと事態は何も変わらないし、国民の意識も変わらないであろう。皆さんはどのようにお考えか聴きたい。

東京・池上幸江さん：私が大学に入ったときは60年安保の嵐の中にあっただけで、否応なく日本の平和とか憲法とかを勉強そっちのけで考えた。今年の春まで教えてきた女子大では、食物学科で政治的な話ができる科目ではなかったが、自分の20代の体験談をした。安保闘争の話をし、感想文を書かせたら、いまの話と同じで、「先生たちがそうして若い時に頑張ったからいま平和なんだ。」と書かれて、私はがっかりした。今の日本の社会に目を向けると言いたかったが、そうはとられなかった。それは前置として、このところ安保50年ということで、NHKでシリーズで放送していた。全部はみられなかったが、あれをみて、50年間にいろいろな問題があったことを知った。勿論、マスコミは偏重していると言われているので、どこまで信じていいのかわからないが、やはり今日の皆さんのお話を聞いていると安保の問題を抜きにして日本の平和はあり得ないと言うことをもう一回皆が考えるべきだと思うし、安保が変質してきた歴史をわれわれの視点で見直す必要があるのではないかとNHKの番組をみながら痛感した。そういう運動にどうやって行くのか私もノアイデアだが、安保の問題抜きに基地の問題・沖縄の問題は考えられないのではないかと痛感しているところです。

講師・今野さん：いまの討論に関連して、横須賀市内で原子力空母に関する署名活動をしていると、通りかかった市民の中にくっついてかかってくる者がいる。「日米安保がなくなったら日本は危険になる。」というのである。米軍パワーが抑止力、北朝鮮が仮想敵国ということが身体の中に沈殿している。最近のマスコミをみても、NHKも大変立派な特集などを放送している一方で、明治以降、軍事力行使による大陸侵略を正当化したり戦争美談にし、あるいは「抑止力」の名の下に軍備増強を説くなど、軍国思想を醸成する動きが、意識的になされていると思われる。これらは、憲法9条こそ平和を守るとの考えに真っ向から対立するものであり、その意味で、現在は武力か武力放棄かをめぐる激しい思想闘争が国民的スケールで展開されていると見ることができる。わたしたち科学者は、抑止力論が果てしない軍備拡張を招き、一つ間違えば破滅的事態に陥ること、一方武力を捨てて話し合えば、無限の妥協点があり、更に相互理解へと進む道があることを説かねばならない。

司会・野口さん：今日の参加者は、恐らく60代後半から70代の方が大部分かと思います。安保の経験のある人たちはばかりです。ですから、安保の問題がどうだということは、当時運動論から入った人たちには、すぐにわかります。しかし、話に出た学生というのは、安保が固定化して以降の世代ですから、安保破棄までには「抑止論」がからんでくる。だからこれを若い人に話すのはわかりかし難しいと思います。私も元大学の教員で、森林経済学とか政策学とか、農学部の中の社会科学だったので、法律や政策もいろいろ教えてきましたが、安保を語るのはとっかかりが難しい感じもしました。そういうことで、今の若い人が安保をどう理解しているのかも考える必要があると思われま。

講師・吉田さん：10年位前までは、高校の先生が、有志の生徒を集めて「平和ゼミナール」というものを企画し、その中で横田基地の見学会をやっておりました。そこから弁護士になって、横田訴訟の弁護団員になるという例もありましたが、この所、それもなくなってきました。学校の先生方が、中学生や高校生を連れて横田基地を見学に来て、訴訟団の事務所に行って、おじさん、おばさん達から横田基地や戦

争の話を聴くというようなこともありました。最近は何れも少なくなりました。首都大学の真上を横田の飛行機が通ります。首都大ではなく都立大学の時代、組合もかなり強くて色々な授業をやっていました。実務的なものをカリキュラムの中に入れて、その講師になった弁護士が、自分だけではなくて、ほかの事件をやっている弁護士に2回くらい担当させたりしていました。私も横田基地の事件をテーマに授業をしました。普通は50人位とのことですが、立ち見席の人たちが来るのです。後日、その人たちを集めて横田基地見学に行って、それから討論をするのですが、若い人は話をしない。印象などを皆なで輪になって話し合おうとするのですが、声を出そうとする人がいない。誰かがきっかけを作ると、こそこそ話し始めて、やがて話が盛り上がる。なんで？と聞きましたら、「小さい時から人を押しのけてやることをずーと避けてきた」と。その後、うちの事務所で都立大学の学生を集めて勉強会などやりましたが、首都大学になってから、このようなカリキュラムを組む、そういう教師を排除してしまいました。首都大学自体がそういうことができなくなっています。小学生、中学生、高校生から見ると、教師から学ぶことが多い。今私は、日の丸・君が代事件をしておりますが、日の丸・君が代を強制される以前に、教師として指導すること自体ができなくなっている、こういうことを先生方が言っております。だから安保以前に、何か、自分が考えていることを子供たちに話をする、やめさせるというか、そういうことをさせないということ、なくしていかないといけないのではないのでしょうか。今の子どもたちは、本当は自分の将来など見えはしませんが、見えている感じで、自分に関わる以外には興味を持たない、持てはいけない、発言してはいけない、といった重苦しい感じがします。司法修習生とかロースクールの学生と付き合うと、個々の人は、すごく良い人ばかりで、色々話をするとやってくれる、でも、全体として何かやることはできない、この辺を先生方で、また我々も努力してやらなければ本当にダメになっていくだろうなと思います。これは安保とか防衛の問題だけではなくて、韓国や中国の学生の方が色々なことを自分の言葉で話していることから見ると、すごく遅れているんだろうなと思います。軍事の問題は本当に重要な問題ですので、それを高校生と話せるように高校の先生にお願いしたい。そういう先生になってもらうような教育をしてもらいたいとつくづく思っております。

埼玉・藤田さん：私は科学者会議の会員ではないが、さいたま市中央区で革新懇の代表や西与野九条の会の副代表などを務めている。今までのご発言に関連して、ご承知かと思うが、高校生1万人を対象にした憲法意識の調査がある。日本高等学校教職員組合高校教育研究委員会によるもので2008年の調査が第8回になる。その一端を紹介したい。前回2004年と比べて「憲法九条をどう考えますか」という質問、これが大きく変化している。「変えない方がよい」という回答が2004年は43.9%、2008年は60.9%に急増している。ところが「戦後、日本人が海外で軍隊によって一人も殺さず、殺されなかった理由は何だと思えますか」という質問、この調査は一橋大の渡辺治さんも協力しておられるが、複数選択可の今の質問の回答で一番多いのが「日本国憲法があるから」42.2%、二番目は「日米安全保障条約があるから」37.0%、そういう矛盾したような結果がある。これは大人の意識状況の反映でもあるだろうし、いまの学校教育が抱えている問題の反映でもあるでしょう。私は教育研究者として教育を通しての努力は当然と思うが、私どもは地域で先月「若者と語る日本国憲法」という九条の会の集会を開いた。ところが若者に来てもらうのが大変で、結局お願いできたのは30代の「若者」が3名、高校の先生に来てもらったら2人生徒がついてきた。二人のうちの一人の生徒は憲法九条は変えてもいいと思うと言う。このような発言をも受けとめながら、ともかくも私たちの九条の会では初めて30代以下の若者を含めた集会をもった。ですから学校教育の課題もあるが、我々が地域で60歳以上の人間ばかりが集まって集会をやるのではなくて、若者を誘って対話を広げてゆく、そういう課題もあると我々の九条の会の世話人会では話し合っているところです。

東京・榊原道夫さん：日本科学者会議で地方区ごとの会合をもとうということになったのは、公害の問題とか教育の問題は、各県単位ではなくしかし全国を集めて話すとあまりにも会議が大きくなって細かい話ができない。それで地方区レベルにしたらどうかということが全国の常任幹事会で議論された。最初に開かれたのは1973年の東北地方区だと思う。同時に瀬戸内海の汚染の問題を契機にして「瀬戸内シンポジウム」が開かれた。東京も1975年に、千葉、神奈川も参加して、「東京湾シンポジウム」を開いた。東京湾シンポジウムは、順次、千葉、横浜と開催した。河井さん（が事務局長）のとき、地方区新たに何をするか、1970年代から1980年代にかけて国連の軍縮平和教育、国内では、「偏差値教育」、と「共通一次入試」、大学の大衆化と「一般教育」の形骸化、そういう問題に関東地方区でやろうという動きになった。中味は共通1次の問題、それから平和教育の問題、それぞれの先生方が討議することによって教育のあるべき姿、問題点を明らかにすることである。

1980年代のレーガンのSDI問題などでも教育が大きく左右した。私も大学でその当時は平和教育について熱く語っている。要するに「核を落とされてはたまらない」ということで盛り上がった時期であった。ところが、たいへんショックを受け、がっかりもしたことだが、1989年のベルリンの壁の崩壊が起こったとき、日本では、レーニンとか、社会主義について語ることが少なくなったように思える。科学者会議はこれからの人をちゃんと育てていく、大学の先生はその義務がある。会社においてもやはり平和の問題についていつも考えていかなければいけない。日本が九条を持っているからこそ、今の地位があるのであって、その中でいつも出てくるのが「抑止力」・「抑止論」これに対して徹底的に闘わないとだめである。湯川さんは核による抑止力を徹底的に批判した。だから核兵器廃絶運動で日本がリードした。今日の安保の問題での議論は非常によかったと思う。憲法九条を礎において日本の国を立て直していくというもの、抑止論に必ず勝てる。そういう自信をもって教育ができれば、本当の日本ができるのではないかと思う。ここ10年間日本が落ち込んでいたのは、そういうことではなかったかなと思う。

司会・野口さん：時間の都合上、もうお二人程発言をお願いします。

群馬・小林さん：ひとつは米軍機の爆音です。群馬県の上空で戦闘機が旋回など大々的にやっている。退職して家にいるので、その爆音たるや耳をつんざくようです。そういう苦情を県庁が集計して、自衛隊・防衛庁と米軍に文句を言っているというのが一つある。それから高崎市の隣に榛東村というのがあって、昔ジェラード事件（注：1957年、群馬県の米軍訓練場で葉きょう拾いをしていた主婦を米兵が撃ち殺した事件）があったところで、ヘリコプター基地があって、朝夕、通勤に使うのか、双発のヘリコプターが編隊で、多い時は5～7機位飛ぶ。そうすると私の家の上空を飛ぶので、窓ガラスがビビッと、飛び去るまで振動している。非常に危険に思う時がある。そういう自衛隊機と米軍機による爆音被害が起こっているということを、日米安保の一側面として報告します。

東京・疋田哲也（ジョニー）さん：今年の5月28日と29日に、国連の子供の権利条約のNGOをやっている、ビデオカメラをもって通訳の音を聞きながら一日中撮っていた。今日のテーマと関係あることだが、各省から30代の若い官僚男女合わせて20数名来ていた。代表は志野という人で女性だったと思う。元少年兵だったというウガンダの方が、日本が子供の権利条約に違反しているという議論のところをつっこんだ質問をした。要は自衛隊で中学生向けに奨学金を与えるから自衛隊の学校に入れるという問題、そんな流れの中で日本は軍事技術を輸出しているではないかという問題を出した。1日目には答えられなかったが

2日目になって、志野という人だったか、「日米同盟というのがございまして・・・」と答えた。若い官僚たちが「よく言ってくれた」とホットしていた様子だった。他国の人権委員は呆れた顔をしていた。後で聞いたら、「やはり日本は独立国ではないんだね」と言われた。私はそんな話をいま私学で話している。外圧に弱く変なことを発信して外国から変な風に見られているということをお知らせしておきたい。

東京・佐久間英俊さん：私学助成の関係で高等教育に関心をもっている。また中央大学に勤めていて、社研サークルの自称最高顧問をやって学生ともかかわっている。見回したところ最年少と思うので若手を代表して発言しなければならないと思って発言する。問題意識として、九条科学者の会の事務局の一員として、この運動を何とか発展させなければと考えている。九条の会に集まる人たちの一致点は憲法九条を守るということだが、いろいろな問題の根本には安保条約がある。そのギャップを埋めるのに何かいい手があれば教えて欲しい。九条の一致点で集まっている人たちが、最終的には安保の問題を考えてゆく、そのステップで「こういう問題を入れれば近づいてくるよ」というものがあれば教えていただきたいというのが第一点。二点目は、多少の問題意識として、この間、新自由主義的な競争政策が職場にも持ち込まれ、運動されている方も本業が非常に忙しくなって時間がない。組織するうえでも競争がマイナスになっていて、例えば、シンポジウムをもっても来てもらえない。もう一つは、そこで麻痺してしまって感性的な認識が弱くなっている。たとえば平和の問題で怒りに結びつくようなところが麻痺している。この点では忙しいからこそ、意識的に感性的な認識を磨く必要があるのではないかと思う。

若者に関して先ほど吉田さんの話がありましたが、小学校の低学年から競争が持ち込まれていることが昨日の私大教連のシンポジウムでも発言された。私もそういうことがあるなと思っている。小学生がその競争的な環境に巻き込まれているので、同級生が競争相手で見えてくるという。教育者の端くれとしては、そういうところから救い出さなければならない。人間というのは助け合うものだという協同性の側面を教え、そういう関係を築くことを授業でも取り入れていく必要がある。もう一つは、切磋琢磨して延びてゆく部分があるので、いい面での競争ですが、これを取り入れてゆくことも大事だと考えている。若者の特徴に関しては、普段学生と接していてKY、「空気が読めない」という言葉がはやるように、今の若者は人を傷つけないということには非常に敏感に思っている。だから相手に対して深く踏み込まない。それを、付き合う側としては配慮はしなければいけないが、先ほどの吉田さんの話にもあったように、逆に腹を割って話し合いたいという要求ももっていると思う。社研系サークルの学生が毎年相当数集まってくる。そこへゆくと同世代の学生と話ができるという魅力があると思う。そういう場を私たちが設定できれば、いろいろな運動でも若者の参加が増えていくのではないかと思う。もう一つは、学生と接触していて、フィールドワークなどについては受けがいい。つまり現場に行ってみるといふことに対しては受けがいい。米田さんが沖縄に連れて行かれるというのと一致すると思う。

司会・野口さんの閉会の挨拶

シンポジウムは、「どうなる日本・どうする日本 日本の基地を通して平和を考える」を統一テーマとして、3人の方に報告いただきました。これらの報告と討論によって、参加者の共通認識になったと思われることは以下のようなようだったと思います。

報告は、沖縄、横田、神奈川の基地をめぐる問題点や反対運動の歴史・現状等についてであったが、これらの基地闘争の最後の壁は日米安全保障条約である。日本の平和を勝ち取るには、安保破棄が不可避であることを根気強く訴えていく必要がある

基地撤去・安保破棄にとって、核や基地や軍力による「抑止力論」が誤りであることを明確にすることが重要である。これは私見ですが、その際、憲法 9 条から根源的に見直して行く必要がある。周知のように、9 条は、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を謳っている。しかし、「抑止力」をも放棄していることは、圧倒的多数の国会議員ですら認識出来ていないし、国民の中にも浸透していないようである。9 条には、「(前略)国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と書かれている。「武力による威嚇」とは、武力(核も含む)の行使を前提として相手を脅し、攻撃を思いとどまらせるものであり、今日的言い方をすれば「抑止力」に該当する。つまり、憲法は「抑止力」も禁止(放棄)しているのであって、普天間での米国海兵隊の「抑止力は必要」などと言うのは、明らかな憲法違反であり、総理大臣としてまことに不適格者である。憲法こそ平和の基盤であることをもっともっと訴えていくことが重要である。

今の若い世代に安保の問題を理解させることは、非常に難しい、どうすればいいだろう、という問題提起があった。この問題に対応するには、基礎的な知識を養っていくと同時に、「百聞は一見にしかず」と言われるように、沖縄や基地などの現地視察(フィールドワーク)を取り入れることも必要であろう。

以上を司会者としてのとりまとめとさせていただきます。最後まで熱心なご討議をいただきましたことに感謝し、シンポジウムを閉じさせていただきます。

教育を考える (2)

「共通一次試験」特集号

目次

1. 再び「共通一次試験」について 原 正敏 (1)
2. 共通一次テストの直面する諸問題
 一 高等学校の現場報告を中心として 鳥養 直樹 (4)
3. 共通一次試験がもたらした大学生の変化
 日本科学者会議群馬支部 (6)
4. 共通一次と大学生の歴史知識 笠原十九司 (10)
5. 共通一次試験とは何であるのか
 一 あらためてその存在意義を問う 久富 善之 (14)
6. 大学における平和講座の試み
 日本科学者会議山梨支部幹事会 (17)

1982年4月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (1)

目次

1. 学生の意識の変革をめざして
 一 授業「算数教材研究」の中で 新海 寛 (1)
2. 一般教育の教科内容の改革 (物理学) 榑原 通夫 (3)
3. 高校理科教育のあり方を考える 岩田 好宏 (7)
4. 自治的学習集団の形成をめざして
 一 大学における教育実践 川口 幸宏 (9)
5. 教育学部を教育「大学院」に
 一 義務教育教員の養成に関連して 加村 崇雄 (12)
6. 教育学部のあり方と入試 堀井 謙一 (14)
7. 共通一次試験をどう考えるか 原 正敏 (17)
8. 大学改革をめぐる諸問題 浜林 正夫 (19)

1981年2月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える(4)

目次

1. はじめに..... 柳原道夫 (1)
2. 大衆の環境教育実践例—清流よサケとともにもどれ.....
杉浦公昭 (2)
3. 相模川洗剤汚染調査とその意義..... 瀬川典男 (7)
4. 須坂地方の鉱毒水—今日の問題点..... 田中生夫 (12)
5. 環境論のころろみ..... 小川 潔 (17)
6. 教育大臨調に抗して..... 伊ヶ崎 聡 生 (21)

1984年 2 月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える(3)

目次

1. はじめに..... 鈴木勝久 (1)
2. 平和教育について..... 宮本栄三 (2)
3. 核問題における理工学教育..... 安斎育郎 (6)
4. 平和のための経済学..... 鷲見友好 (11)
5. 筑波大学における自衛官入学問題.....
日本科学者会議茨城支部学園都市懇談会 (16)
6. 共通一次試験をめぐる諸問題.....
日本科学者会議新潟支部大学問題検討委員会報告 (20)
7. 入学試験科目としての社会科学について..... 鈴木俊夫 (24)

1983年 4 月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (6)

～「臨教審および“いじめ”問題特集～

目次

1. はじめに……………柳原道夫 (1)
2. 臨教審高等教育改革構想批判……………森田俊男 (2)
3. 臨教審委員と教科書検定問題……………笠原十九司 (7)
4. 『平和』をまなびとるために
—自らの座標を見極めること— ……内藤真治 (12)
5. 教員の採用・研修・養成問題と臨教審
…… J S A 新潟支部大学問題検討委員会 (18)
6. 教育問題と私たち — “いじめ”をめぐって
……影山清四郎 (24)

1986年2月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (5)

～「共通一次試験」と「現代学生像」特集～

目次

1. はじめに……………柳原道夫 (1)
2. 共通一次試験の問題点……………三上紘一 (2)
3. 共通一次試験の弊害の根本的除去を……………林量 (3)
4. 共通一次試験の問題点……………今野宏 (8)
5. 共通第一次試験の問題点……………栗原光信 (9)
6. 共通一次試験—現在の枠の中の改良点— ……三上紘一 (14)
7. 現行入試制度における入試改革……………田原博人 (15)
8. 現行入試制度における改善策—信州大学の場合一
小林詢 (17)
9. 共通一次試験—現在の枠の中の改良点—
横浜国大の二次試験……………秋葉繁夫 (22)
10. 共通一次と現代学生像……………三上紘一 (23)
11. ゼミナールは「教育3チャンネルの世界」長澤成次 (24)
12. 現代学生像をめぐって……………柳下登 (25)
13. 共通一次以降の学生像……………加村崇雄 (29)
14. 共通一次入試と現代学生像……………今野宏 (33)
15. 「共通一次」と「現代学生像」の討論に参加して……………
柳原道夫 (34)

1985年3月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (8)

目次

1. はじめに 杉山 民二 (1)
2. 大学審議会法が与える影響について 伊ヶ崎 暁生 (2)
3. 大学審議会の動向を追う 三輪 定宣 (6)
4. 公害・環境教育にとりくむ 〈川崎からの報告〉 宮崎 一郎 (9)
5. 環境教育をめぐる最近のうごき 小川 潔 (15)
6. 「農業たたき」の打破と農学教育の振興 早川利郎 新美芳二 (19)
7. 平和問題と心理学をめぐる 古屋 健治 (25)
8. 教育心理学における平和教育 伊藤 武彦 (29)
9. 平和教育について 真下 弘征 (32)

1988年3月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (7)

——臨調路線の下、今大学でおこっていること——

目次

1. はじめに 下間一成 (1)
2. 新潟大学における総合大学院
自然科学研究科設立の諸問題 小林正幸 (2)
3. 課題としての大学自治 遠藤 忠 (7)
4. 群馬大学、荒牧キャンパスでの
学事関係事務一元化の強行 矢吹真人 (16)
5. 埼玉大学は、いま 林 豊徹 (22)
6. 東京大学改組について 横山伊徳 (25)
7. 臨教審と教員養成学部 鈴木勝久 (29)
8. 横浜国大工学部の場合 今野 宏 (31)

1987年6月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (10)

目次

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 1. はじめに..... | 松丸 和夫 (1) |
| 2. 「日本語・日本事情」について..... | 砂川 裕一 (2) |
| 3. 留学生問題と大学..... | 高際 澄雄 (6) |
| 4. 留学生問題と大学..... | 花田 康紀 (9) |
| 5. 留学生受け入れと教育・研究体制の整備について..... | 渡辺 研 (12) |
| 6. 算数、数学大嫌いの子供達と付き合って..... | 橋本 良仁 (15) |
| 7. 学力と意欲 — わが家の教育実践..... | 鈴木 光弘 (18) |

1990年3月

日本科学者会議 関東地方区

教育を考える (9)

目次

- | | |
|---|------------|
| 1. はじめに..... | 杉山 民二 (1) |
| 2. 平和のための教育..... | 藤田 秀雄 (2) |
| 3. 近現代史教育の現状..... | 坂本 昇 (5) |
| — 歴教協一会員からみた戦後史教育 — | |
| 4. 平和教育と現代史 (戦後史) 教育..... | 梅田 欽治 (9) |
| 5. 現代史を教える悩みと喜びと..... | 山部美登里 (12) |
| 6. 家庭内平和教育の実践..... | 渡辺 義雄 (15) |
| 7. K子の場合..... | 松井 安俊 (18) |
| 8. 8年ぶりに中学生と学ぶ機会をえて..... | 星 ひかる (21) |
| 9. 20人のさむらいから1500人の町衆へ..... | 福尾 武彦 (24) |
| — 千葉県教育文化センターは、なぜ作られ、
どんな活動をしてきたか、いま何が問題かを
考える。関東の仲間への連帯の挨拶をかねて — | |
| 10. 「新テスト」は高校教育に何をもちたらずか..... | 八木 三男 (28) |
| 11. 大学における平和教育について..... | 鈴木 章方 (31) |
| — 非核山梨山梨大学宣言の取り組みの中から — | |

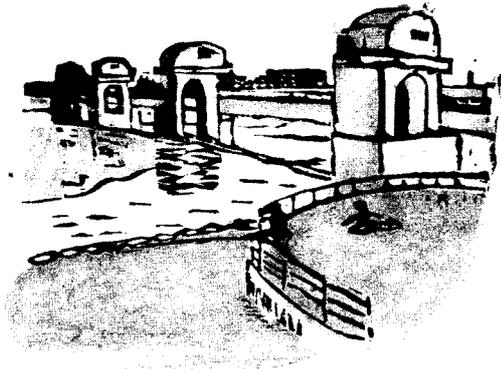
1989年4月

日本科学者会議 関東地方区

(水問題資料集)

今日の水問題と 私たちの取組み

住みよい水環境めざし、理論と運動のあらたな発展を



日本科学者会議・関東地方区

目 次

資料集によせて
目次
はじめに

本谷 勲 (1)
編集委員会 (3)
編集委員会 (5)

第1章 水問題へのアプローチ

- (1) 首都圏の水問題の現局面
- (2) 戦後 35 年間の水質公害と行政的対応の推移
- (3) 湖岸・河岸の自依環境の保全と復元

大屋鐘吾 (7)
田淵俊雄 (17)
桜井善雄 (21)

第2章 水と教育・文化、親水、市民による水環境改善の取組み

- (1) 多摩川の水害と民話
- (2) 地域の教材化 - ふるさとの川、小鮎川、恩曾川を中心に
- (3) 都市の水辺空間を次世代へ残すために - 東京・野川からの提言
- (4) 東京湾を再生し、江戸前海岸の創生を目指す
- (5) 横浜市の休暇村建設から緑と水を守る南足柄市民の運動
- (6) サケ放流による河川の浄化運動
- (7) シアン流出事故とサケ放流運動
- (8) 市民による水質浄化の運動 - 帯ヶ浦浄化のために
- (9) 水辺の水難事故はどうしたら防げるか - 水路、溜池を例にして -

萩坂 昇 (29)
落合清春 (32)
金子 博 (36)
福士 融 (40)
山田 純 (44)
杉浦公昭 (48)
杉浦公昭 (52)
原田 泰 (54)
水谷正一 (58)

第3章 水質、汚染防止、河川・湖沼・東京湾再生の課題		
(1) 相模川の水質調査	瀬川典男	(65)
(2) 湖沼の富栄養化	相崎守弘	(69)
(3) 千葉県地下水と地下水汚染	品川芳二郎	(73)
(4) 新潟水俣病の原因究明 水銀汚染のメカニズムの研究	川辺広男	(77)
(5) 農業と水質浄化	田中房江	(81)
(6) 河川の再生	上村 治	(85)
(7) 東京湾の開発と湾環境	風呂田利夫	(89)
(8) 東京湾水質向上と汚水再生資源化への提言	武井茂夫	(94)
(9) 核戦争後の	水野口邦和	(96)
第4章 治水、利水、水資源、総合政策に関する課題		
(1) 鴨川の水害	星 宏	(101)
(2) 多摩川水害、最高裁判決について	大屋鐘吾	(108)
(3) 東京の近年の水害と対策	大屋鐘吾	(111)
(4) 水田農業の環境保全機能	長崎 明	(116)
(5) 都市開発と相模川	浅井昭三	(122)
(6) 首都圏の水資源問題	嶋津暉之	(127)
(7) 利根川総合水資源開発計画批判と水資源対策への提言	武井茂夫	(132)
(8) 四全総国土計画と首都圏問題 - 首都圏水問題の基本視点	寺西俊一	(136)
(9) 水は誰のものか、水の権利と管理の再検討	小林三衛	(140)
(10) 四全総・首都改造計画と私たちの暮らし - 四全総の水資源開発	帯刀 治	(145)
第5章 JSA 関東地方区水問題シンポジウムの取組み		
(1) 第1回シンポジウム(1985年11月10日、埼玉)の報告	杉浦公昭	(149)
(2) 第2回シンポジウム(1986年 9月28日、千葉)の報告	武井茂夫	(153)
(3) 第3回シンポジウム(1987年 9月20日、神奈川)の報告	小林 勇	(155)
(4) 第4回シンポジウム(1988年 9月18日、茨城)の報告	菅谷芳雄	(159)
(5) 第5回シンポジウム(1989年 9月15日、東京)の報告	内山正人	(164)
第6章 各地の取組み		
(1) 第1回信濃川シンポジウムについて	三沢真一	(169)
(2) 群馬の水問題の所在と県民の運動について	小林一正	(172)
(3) 山梨の水問題	鈴木章方	(176)
(4) 資料集「“信州の水問題”を考える」より	井上和幸	(182)
第7章 参考文献	編集委員会	(183)
第8章 共通資料	編集委員会	(187)
索引	編集委員会	(194)
執筆者、篇集重点一覧	編集委員会	(195)
あとがき	編集委員会	(196)

日本科学者会議 関東東地区シンポジウム

「廃棄物ゼロの社会をめざして」

第2回 『ゴミに怯える現代社会』

日時：1996年7月27日（土） 10：30AM～4：30PM
会場：港区立港勤労福祉会館 第1洋室

開会挨拶 大森 昌衛氏（東京支部代表幹事、ノボコム実行委員長・東京）

報告Ⅰ. 廃棄物処理の現状と課題
大嶋 茂男氏（生協総合研究所主任研究員・東京）

報告Ⅱ. 第3回関東東地区シンポジウム・産業廃棄物処分場見学会のPR(75分)
御藤納 照雄氏（小櫃川の水を守る会事務局長・千葉）

報告Ⅲ. 新海面処分場問題
津川 敬氏（新海面処分場に反対する湾岸住民の会・千葉）

報告Ⅳ. 日の出ゴミ処分場問題——何が問われているか
瀬戸 昌之氏（東京農工大学教授・東京）

総合討論

司会 小林 三衛氏（茨城支部代表幹事）
河辺 昌子氏（新潟支部、ゴミ問題研究家）

主催 日本科学者会議関東東地区/同ノボコム実行委員会

日本科学者会議 関東地方区シンポジウム

「廃棄物ゼロの社会をめざして」

第4回『ゴミ社会からの脱出』

日時：1998年8月30日(日) 9:00AM~5:00PM
会場：横浜開港記念会館 講堂

開会挨拶 中島 弥平氏 (ソボゾム実行委員長・神奈川県)

報告Ⅰ. 小田原のゴミ問題と市民運動—生活様式の転換をどう進めるか—
山田 純氏 (環境優位の生活実践者・神奈川県)

報告Ⅱ. プラスチックゴミ対策—ヨーロッパに学ぶ—
惣田 晃夫氏 (廃棄物研究者・神奈川県)

報告Ⅲ. 所沢市・産業廃棄物問題
杉浦 公昭氏 (環境化学研究者・埼玉)

報告Ⅳ. 産業構造・社会構造の転換
松川 康夫氏 (海洋環境研究者・神奈川県)

報告Ⅴ. ゴミ減量の法制度
岩橋 直隆氏 (弁護士・神奈川県)

報告Ⅵ. 環境問題の現状と将来展望
藤井 勲氏 (廃棄物コンサルタント・東京)

報告Ⅶ. ゴミ社会と日本
田口 正己氏 (廃棄物問題研究者・東京)

総合討論 司会 本谷 勲氏 (関東地方区担当常幹・東京)

主催 日本科学者会議関東地方区/同ソボゾム実行委員会

日本科学者会議 関東地方区シンポジウム

「廃棄物ゼロの社会をめざして」

第3回『ゴミが造る社会』

日時：1996年8月25日(日) 10:30AM~4:10PM
会場：千葉県木更津市立市民総合福祉会館

開会挨拶 岩田 好宏氏 (千葉支部事務局長・千葉)

報告Ⅰ. 条例制定後の小櫃川流域
佐野 今朝雄氏 (小櫃川の水を守る会君津支部代表・千葉)

報告Ⅱ. 中間処理施設(焼却施設)反対運動の展開
御鷹納 照雄氏 (東海焼却場に反対する会事務局・千葉)

報告Ⅲ. ダイオキシンと環境
安部 恒三氏 (埼玉大学・東京)

報告Ⅳ. カイヤ計画 VS 町興し
利根川 治夫氏 (早稲田大学・東京)

総合討論 司会 守 春男氏 (小櫃川の水を守る会・千葉)
瀬戸 昌之氏 (東京支部常任幹事・東京)

開会挨拶 大森 昌衛氏 (東京支部代表幹事、ソボゾム実行委員長・東京)

総合司会 鈴木 章方氏 (日本科学者会議常任幹事・山梨)
河辺 昌子氏 (新潟支部、ゴミ問題研究者・新潟)

主催 日本科学者会議関東地方区/同ソボゾム実行委員会

日本科学者会議第46期関東甲信越地区合同シンポジウム報告集

発行 2010年12月
編集・発行 日本科学者会議関東甲信越地区会議
東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル9F
日本科学者会議東京支部気付
Tel/Fax:03-3811-8281
編集責任者 長田好弘(地区担当常任幹事)
野口俊邦(地区担当常任幹事)
丹生淳郷(開催支部事務局長)
連絡担当 山川賢次(東京支部)

(無断転載お断り)